

蕨市民会館の指定管理者の指定について

蕨市民会館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

蕨市民会館

蕨市中央四丁目21番29号

2 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

一般財団法人蕨市施設管理公社

蕨市中央四丁目21番29号蕨市民会館内

理事長 北田 実

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

蕨市長 賴高英雄